

様式第1号（閲覧規程第2条）

令和2年3月27日

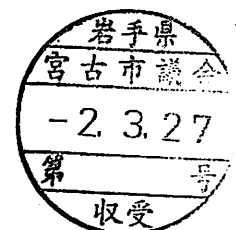
宮古市議会議長 古館章秀 様

宮古市議会議員 竹花邦彦



令和元年度宮古市議会政務活動費収支報告書

宮古市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、令和元年度の政務活動費の収支を別紙のとおり提出します。



別紙

1 収入

政務活動費 150,000円

2 支出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	51,850	2020年度地方財政セミナー
調 査 旅 費	93,771	【行政視察】㈱NERC(自然エネルギー研究センター)の取り組みについて 他
資 料 作 成 費	—	
資 料 購 入 費	31,530	追録代(早わかり公会計の手引き) 他
広 報 費	—	
広 聴 費	—	
そ の 他 の 経 費	—	
合 計	177,151	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額

—円

宮古市議会政務活動費支払明細書

項目	内容	金額	摘要
研究研修費	(1) 2020年度地方財政セミナー (2/6~7 東京都江東区)		
	交通費 JR (盛岡~東京 乗車券・特急券 往復)	29,820 円	
	交通費 106急行バス (宮古~盛岡 往復)	3,700 円	
	交通費 私鉄 (新木場~国際展示場)	280 円	
	交通費 私鉄 (国際展示場~新木場)	280 円	
	宿泊費 (2/6 1泊 江東区)	11,880 円	領収書合算 15,880円
	セミナー資料代	4,000 円	
	食事代 (2/6 昼食)	610 円	
	食事代 (2/7 昼食)	1,280 円	
	研究研修費 計	51,850 円	
調査旅費	(1) 【行政視察】		
	・ ㈱NERC(自然エネルギー研究センター)の取り組みについて (10/16 北海道札幌市) ・ 芦別市の木質バイオマスの取り組みについて (10/16 北海道芦別市) ・ ウッドファイバー㈱の取り組みについて (10/17 北海道苫小牧市)		
	交通費 航空運賃 (花巻~札幌 往復)	50,740 円	
	交通費 貸切マイクロバス (札幌~芦別~苫小牧) 1	14,240 円	按分による支出① (一括請求)
	有料道路通行料金 (札幌~滝川 往復) 2	930 円	
	有料道路通行料金 (札幌~苫小牧) 3	335 円	
	燃料代 ガソリン (貸切バス) 4	1,202 円	
	交通費 JR (新千歳空港~札幌)	1,150 円	
	交通費 JR (苫小牧~南千歳)	640 円	
	タクシー代 (10/17 南千歳駅~ウッドファイバー㈱)	478 円	按分による支出②
	タクシー代 (10/17 ウッドファイバー㈱~南千歳駅)	640 円	按分による支出③
	燃料代 ガソリン (自家用車 宮古~花巻空港)	514 円	按分による支出④
	宿泊代 (10/15 1泊 札幌市)	6,600 円	
	宿泊代 (10/16 1泊 苫小牧市)	5,182 円	按分による支出⑤領 収書は一括。個別に 宿泊証明書あり
	食事代 (10/15 昼食)	910 円	
	食事代 (10/15 夕食)	3,000 円	按分による支出⑥
	食事代 (10/16 昼食)	1,250 円	
	食事代 (10/16 夕食)	3,000 円	按分による支出⑦
	食事代 (10/17 朝食1,980円 昼食980円)	2,960 円	
		調査旅費 計	93,771 円
資料購入費	(1) 追録代 (早わかり公会計の手引き)	5,514 円	
	(2) 追録代 (地方財政関係質疑応答集)	15,372 円	
	(3) 追録代 (早わかり公会計の手引き)	8,004 円	
	(現行自治六法)	2,640 円	
	(3) 計	10,644 円	
	資料購入費 計	31,530 円	
	合 計	177,151 円	

項目

研究研修費

2の1枚目

(1) 2020地方財政セミナー (2/6~7 東京都江東区)

領収書等貼付欄

※別紙あり

領 収 証

2020年 1月21日

竹花 邦彦 様

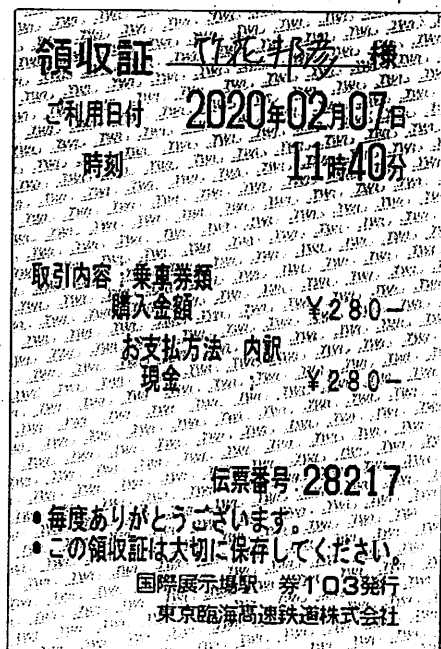
金29,820円

ただし、乗車券類代として、上記金額を受領しました。

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 波 谷
税 務 署 承 認 済

東日本旅客鉄道株式会社
宮古801 No.000003



<別紙>

乗車券 (ゆき) (幹)

盛岡 → 東京都区内

經由:盛岡-新幹線
2月6日から2月13日まで有効 ¥***
券面表示の都区内各駅下車前途無効

2020-1-21 宮古駅E1発行
40046-03 (2-) C23

乗車券 (かえり) (幹)

東京都区内 → 盛岡

經由:新幹線-盛岡
2月6日から2月13日まで有効 ¥17,160
券面表示の都区内各駅下車前途無効

2020-1-21 宮古駅E1発行
40046-04 (2-) C23

新幹線特急券

盛岡 → 東京

2月6日 (9:50発) (12:04着) C10
こまち12号 12号車 3番D席
¥6,230

R05710

2020-1-21宮古駅E1 (2-) 40046-01

新幹線特急券

東京 → 盛岡

2月7日 (13:20発) (15:33着) C66
はやぶさ23号 8号車 10番E席
¥6,430

R05910

2020-1-21宮古駅E1 (2-) 40046-02

2020-2-1発行 93805
往復乗車券
宮古駅前
↓
盛岡駅前
(ゆき)
大人
券有効期間有効
券面表示の都区内各駅下車前途無効
本券の払戻しは、発券場所でのみ致します。
払い戻しの場合は、所定の手数料をいただきます。
岩手県北バス宮古駅前発行 01

2020-2-1発行 93805
往復乗車券
盛岡駅前
↓
宮古駅前
(かえり)
大人
券有効期間有効
券面表示の都区内各駅下車前途無効
本券の払戻しは、発券場所でのみ致します。
払い戻しの場合は、所定の手数料をいただきます。
岩手県北バス宮古駅前発行 01

項目 研究研修費

2の2枚目

(1) 2020地方財政セミナー (2/6~7 東京都江東区)

領収書等貼付欄

※別紙あり

領 収 書

竹花 邦彦 様

★ 15,880円

但し 「2020年度地方財政セミナー」 宿泊・資料代として

上記金額正に領収いたしました。

2020年 2月 6日

自治労岩手県本部

執行委員長 伊藤 裕



領 収 書

2020年 2月 6日(木) 12:37 001号機

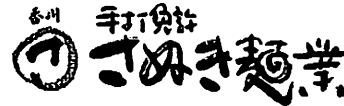
ハンバーグカレー @610x 1枚

合計 610円

お預り 5,010円

おつり 4,400円

上記金額を領収いたしました
カレーショップC&C 新木場メトロピア店
東京都江東区新木場1-6
東京メトロ新木場駅構内
03-5534-1038



TEL:03-3201-7760

2020年 2月 7日(金)No0

人数	1名
カツ丼セット	¥1,280
小計	¥1,280
10%対象	¥1,280
10%税	¥116
合計	¥1,280
(うち消費税)	¥116)
お預り	¥5,000
お釣り	¥3,720

1責 5796 13時02分

(別紙)

請 求 書

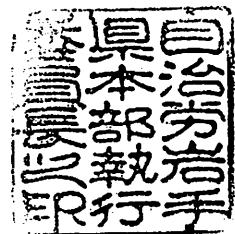
2020年2月4日

宮古市職労 竹花邦彦 様

金 15,880円

但し、2020年度地方財政セミナー宿泊・資料代として
宿泊費 11,880円、資料代 4,000円

自治労岩手県本部
執行委員長 伊藤 裕一



※ 振込口座



※2020年2月12日(水)までに送金をお願いいたします。

2020年3月30日

宮古市議会議長 古 館 章 秀 様

宮古市議会議員 竹 花 邦 彦



政務活動費による研修報告書

政務活動費により研修を行ないましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研修月日 2020年2月6日(木)13時～7日(金)12時
- 2 研修場所 東京都江東区「TOC有明・EASTホール」
- 3 研修名 2020年度地方財政セミナー
- 4 研修報告
別紙のとおり



政務調査・研修報告（2）

宮古市議会議員 竹花 邦彦

1. 研修日程 令和2年2月6日（木）～7日（金）

2. 研修内容

2020年度地方財政セミナーに参加（東京都）

研修日程	行 程	宿 泊 先
2月6日（木）	往路（宮古～東京） ●講演 1. アベノミクスによろしく 2. 2020年度地方財政対策の概要 3. 2019年度普通交付税算定結果の検証	東京都
2月7日（金）	●講演 1. 地域創生政策の検証と今後の自治動向 2. 政府予算と自治体財政について 復路（東京～宮古）	

3. 研修報告(講演)

1. 講演1: 「アベノミクスによろしく」

講 師: 弁護士 明 石 順平 氏

■講演の要旨

1. アベノミクスとは何か

下記の「3本の矢」からなる経済政策

1. 大胆な金融政策

⇒日銀が民間銀行にお金を大量供給する。

2. 機動的な財政政策

⇒政府がお金をたくさん使い、需要を作り出す。

3. 民間投資を喚起する成長戦略

⇒規制緩和等によって、企業が儲かりやすい環境をつくる。

食事に例えると・・・

1. 食べ物の量を増やす。
2. 食欲を増やして食べさせる。
3. 体質改善して消化・吸収を良くする。

大胆な金融政策（＝異次元の金融緩和）は、デフレ脱却を目指す政策として掲げられ、日銀が民間銀行に大量にお金を供給する（＝貨幣価値が下がる）と、「物価が上がる」と予想され、次の2つの現象が起きると考えられた。

- (1) 実質金利がマイナスとなるので、お金が借りやすくなり、世の中にお金が大量に行き渡る。そうするとインフレになり、景気が良くなる。

(2) 物の値段が上がる前にみんなが買おうとするので、消費も活性化する。

2. マネーストックは増えたか

マネーストックは、企業や個人が持っている預金等を全部合わせたもので、世の中に出回っているお金だが、日銀のデータでは金融緩和の前後でマネーストックの増加ペースは変わっていない。

3. 消費は伸びたか

名目賃金がほとんど上がらないのに、増税と円安で物価だけが上昇したため、実質賃金が下落。

その結果、2014、2015年度の実質民間最終消費支出は戦後初の2年連続で減少という異常事態になり、アベノミクス前(2012年)を下回る結果となった。

4. 疑惑のGDP改定

2016年12月8日、内閣府はGDPの算出方法を変更し、それに伴い1994年以降のGDPを全て改定して公表した。これにより、改定前の2015年度名目GDPは、ピークだった1997年度と20兆円以上も差があったが、改定後はわずか0.9兆円となっている。また、実質民間最終消費支出が2年連続で減少が消滅した。

5. アベノミクスの「効果」検証

(1) 雇用の検証 一景気が良くなって雇用が改善したか

アベノミクスの成果として雇用の回復が喧伝されるが、増えた雇用の1位は医療・福祉。これは高齢化の影響によるもの。その他も、アベノミクスによる「円安」とは無関係のものがほとんど。また、コンビニ、飲食店等のフランチャイズチェーンの多店舗展開が雇用者増に大きく影響している。しかし、ほとんどが非正規雇用のため、賃金は低い。

(2) 株価検証

株価上昇の要因は、①量的金融緩和、②年金資金の投入(GPIF)、③日銀のETF(投資信託)の3つ。円の大量供給で投資家が「円安」になると予想し、円を売ることで「円安」になる。円安になれば、海外投資課家から見れば、株が安売りされているのと同じになるので、株を購入しやすくなる。また、有り余ったお金が投資に向かうことや、円安で輸出企業が業績の上がることを予想する。これらが相まって株価上昇の要因になる。GPIF(年金積立金管理運用行政法人)と日銀もETFを爆買いし、株を買い支えている。

(3) 輸出検証

円安による効果で輸出は伸びた。ただし、輸出の量が伸びた訳ではなく円安による為替効果で儲けただけである。外貨決済する輸出企業は儲かるが、取引が国内で完結するような企業は恩恵を受けていない。

(4) 賃上げ

安倍総理が自慢する「賃上げ2%」は、春闘における連合調査を元にしたものだが、連合組合員数は役員を除く雇用者の割合で5%程度に過ぎず、雇用者全体の賃上げ効果は疑問。しかも、実質賃金引き上げで見れば、民主党政権時を上回った年は2016年の1回だけである。

6. アベノミクスの未来

(1) 政府総債務残高(国と地方の借金総額)は、対GDP比率は約240%で先進国中ワースト1位。太平洋戦争時を超えている。負債から金融資産を差し引いた純債務残高もワースト2位。世界最悪レベルの財政状況であり、支出は増える一方である。(社会保障費、借金返済に回す金)

- (2) インフレ目標が達成できておらず、借金の負担は軽くない。
- (3) 三菱東京UFJ銀行は、国債のプライマリーディーラー（国債の入札について財務省と情報交換できる一方、全ての入札において発行予定額の4%以上の応札が義務付けられている）を返上。国債に対する信用がなくなっている現われ。
- (4) 日銀の金融緩和が止まると、国債・円・株価全てが暴落する恐れがあるので、出口がない。しかし、このまま続けると円の信用がなくなり、結局は円暴落・株価暴落を招く恐れがある。

II. 講演2：「令和2年度地方財政計画のポイント」

講師：総務省自治財政局財政課 財政企画官 志賀真幸 氏

■講演の要旨

1. 通常収支分について

(1) 一般財源総額（地方財源）の確保

地方団体が、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組み、安定的に財政運営を行なうことができるよう、一般財源総額について、前年度を0.7兆円上回る63.4兆円を確保。交付団体ベースでは、前年度を1.1兆円上回る61.8兆円を確保。

一般財源総額：63兆4,318億円（前年度比+7,246億円、+1.2%）
 一般財源（交付団体ベース）総額：61兆7,518億円（前年度比+1兆746億円、+1.8%）

- ◎地方税 40兆9,366億円（前年度比+7,733億円、+1.9%）
- ◎地方譲与税 2兆6,086億円（前年度比▲1,037億円、▲3.8%）
- ◎地方交付税 16兆5,882億円（前年度比+4,073億円、+2.5%）
- ◎地方特例交付金 2,007億円（前年度比▲2,333億円、▲53.8%）
- ◎臨時財政対策債 3兆1,398億円（前年度比▲1,171億円、▲3.6%）

地方債 9兆2,783億円（前年度比▲1,500億円、▲1.6%）

- ◎臨時財政対策債 3兆1,398億円（前年度比▲1,171億円、▲3.6%）
- ◎臨時財政対策債以外 6兆1,385億円（前年度比▲329億円、▲0.5%）
 - 通常債 5兆3,685億円（前年度比▲129億円、▲0.2%）
 - 財源対策債 7,700億円（前年度比▲200億円、▲2.5%）

(2) 地方交付税の確保

地方交付税総額は、前年度を0.4兆円上回る16.6兆円を確保し、臨時財政対策債を前年度から抑制（0.1兆円抑制）。

地方交付税 16兆5,882億円（前年度比+4,073億円、+2.5%）

(3) 偏在是正財源を活用した歳出の計上 ー地域社会再生事業費の創設

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた

幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」を 0.4 兆円（4,200 億円）計上。

◆地域社会再生事業費 4,200 億円

うち都道府県分 2,100 億円・市町村分 2,100 億円

◆算定方法

測定単位を人口とした上で、地域社会の維持・再生に取り組む必要性が高い団体に重点的に配分を行なう観点から、以下の2つの視点による指標を反映。

①人口構造の変化に応じた指標

人口構造の変化によって全国で生じる課題に対応

(算定に用いる指標)

- ◎人口減少率
- ◎年少人口比率
- ◎高齢者人口比率
- ◎生産年齢人口減少率

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

②人口集積の度合いに応じた指標

人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性は低下することに対応。

(算定に用いる指標)

- ◎非人口集中地区（人口密度 4,000 人未満）の人口を基本とした指標（特に、人口密度の低い地域の人口を割増し）

人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増し

(4) まち・ひと・しごと創生事業費の確保

平成 27 年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第 2 期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和 2 年度においても、引き続き 1 兆円を確保。

(5) 緊急浚渫推進事業費の創設

令和岩塩台風 19 号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要。このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を 900 億円計上。また、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置づけた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※ 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む。

※ 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等により対策の優先順位に係る基準を地方団体に対し示した上で、各地方公共団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置づけ

2. 事業年度

令和2年度～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置：70%

4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

(6) 森林環境譲与税の増額

災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層推進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を5年間で2,300億円活用し、令和2年度は森林環境譲与税を400億円確保（前年度の200億円から倍増）するとともに、特別会計借入金を200億円償還。

【現行】

令和元～3年度 200億円

令和4～6年度 300億円

令和7～10年度 400億円

令和11～14年度 500億円

令和15年度～ 600億円

（全額譲与）

【変更後】

令和2～3年度 400億円

令和4～5年度 500億円

令和6年度～ 600億円（全額譲与）

令和6年度から森林環境譲与税課税（年額1,000円）

(7) 技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化

都道府県等が技術職員の増員を図り、技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して地方財政措置。

(8) 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充。

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】

◎指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策（電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等）

◎洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

【対象事業の拡充】 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）、農業水利施設（安全対策＝用水路・ため池の防護柵等）

※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

※ 事業年度終了後の本事業費のあり方については、「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」の動向等も踏まえて検討。

(9) 会計年度任用職員制度の施行への対応

会計年度任用職員制度が令和2年度から施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費について一般行政経費(単独)等に計上。

◎一般行政経費（単独） 1,690億円

◎公営企業操出金 48億円

(10) 財源不足の補てん

令和2年度における財源不足額 4兆5,285億円（前年度比+1,183億円、+2.7%）

令和2年度から4年度までの間においては、国と地方の折半ルールを適用する。令和2年度においては、折半対象財源不足が生じないことから、次のとおり財源不足額を補てん。

①財源対策債の発行 7,700億円

②地方交付税の増額による補てん 6,187億円

◎一般会計における加算措置（既往法定分等） 5,187億円

◎交付税特別会計剰余金の活用 1,000億円

③臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分） 3兆1,398億円

2. 東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として、震災復興特別交付税0.4兆円（3,742億円）を確保。

Ⅲ. 講演3： 「2019年度普通交付税算定結果の検証」

講師：地方自治総合研究所 研究員 飛田博史氏

■講演の要旨

1. 2019年度交付税算定の特徴

(1) 幼児教育無償化

10月の消費税増税に伴い認可保育所、幼稚園、認可外保育所等の保育料・利用料が無償化され、公費負担割合は国1/2、都道府県、市町村各1/4となった（公立保育所は市町村10分の10）。

2019年度の地財計画では事業規模3,882億円、うち地方負担は合計で2,349億円が計上されたが、初年度については全額国庫負担（子ども・子育て支援臨時交付金）となり、一般財源の所用額が生じないため交付税算定には反映されなかった。

2020年度以降は地方負担分として道府県、市町村の需要額の「その他の教育費」と「社会福祉費」の単位費用に反映される。

（2）防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策

消費税増税に伴う経済対策の一環として、2018年度補正予算から3ヵ年にわたり、防災減災関連事業が盛り込まれた。2019年度の事業費は直轄・補助事業で1兆1,518億円、単独事業（緊急自然災害防止対策事業費）で3,000億円となっている。地方負担は100%起債充当であり、新たな一般財源の所用額はないことから、2019年度交付税算定には影響がないが、後年度の元利償還金に対する交付税算入では直轄・補助が50%、単独が70%となっている。

（3）森林環境譲与税を財源とする森林管理関連

2019年度から森林経営管理法の施行とあわせて森林環境譲与税が創設され、地財計画に譲与税200億円相当の森林整備等経費が追加された。その原資となる森林環境税は2024年度から課税が予定されている。譲与税の配分基準は、私有林人工林面積5割、人口3割、林業就業者数2割で、当面は都道府県に2割、市町村に8割が配分され、最終的には1割、9割となる。

交付税の需要額の算定では、道府県の林野行政費（公有以外の林野面積）、市町村の林野水産行政費の単位費用に反映される。

（4）公立小中学校等の冷房設備の光熱水費

熱中症対策の一環として2018年度第一次補正で「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設され、公立小中学校等の空調設備設置費として817億円が計上された。これに伴い、光熱水費（電気代）が道府県分の特別支援学校費（学級数）、市町村分の小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）の単位費用に加算されている。市町村分については測定単位が児童・生徒数であることから、人数に応じて光熱水費の需要額の差が生じることになり実態と矛盾する。なぜ、学級数で算定しなかったのか疑問である。

（5）地方創生枠の成果指標のシフト（最終年度）

2015年度以降、政府は地方創生推進に伴い、地財計画にまち・ひと・しごと創生事業費1兆円が計上されており、交付税の需要額項目として「地域の元気創造事業」3,900億円、「人口減少等特別対策事業費」6,000億円が算定されている。

地域の元気創造事業では行革努力分、地域経済活性化分として各種行革指標や産業・雇用統計等をもとに改善度合いに応じた割増補正がかかる。人口減少等特別対策事業費では、人口減少等対策の必要度、取り組みの成果が反映され、各種人口・雇用指標等の水準が全国平均より下回る場合には「取り組みの必要度」で割増補正が、上回る場合は「取り組み成果」で割増補正される。

政府は5年間にわたる地方創生の成果が表れることを想定し、2016年度から3年間にわたり、補正のウエイトを行革努力分から地域経済活性化へ、取り組みの必要度から取り組みの成果へと各1,000億円シフトさせてきている。2019年度はその最終年度となり、地域の元気創造事業では道府県で250

億円、市町村で 750 億円。人口減少等特別対策事業費では道府県で 340 億円、市町村では 660 億円の算定が移行した。

なお、政府は昨年 6 月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を閣議決定し、2020 年度から 5 年間の第 2 期の地方創生が進められる。したがって、地財計画でも地方創生枠が引き続き計上されることになる。

(6) 合併算定替え終了対策—2018 年度で見直し項目は完結

「合併算定後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直し」は、いわゆる平成の大合併に伴う合併算定替えの特例措置（＝2016 年 3 月 31 日までに合併した市町村について、10 年間にわたり旧市町村単位で交付税を算定した結果を合算する措置で、その後 5 年かけて本来の合併自治体の算定（一本算定）に戻していく）が、段階的に縮小する状況を踏まえ、2014 年度から 2020 年度にかけて合併による自治体の態容変化に伴う需要額の充実を図るものである。すでに、2014 年度から 2018 年度にかけて、対象となる算定項目の追加を終え、2019 年度はその段階的な需要額の増加局面となっている。同措置は 2020 年度で終了し、総額 6,700 億円相当が反映される予定である。

2019 年度現在、すべての合併自治体が一本算定への移行期間に入っており、対象自治体 557 自治体中、3 年目が 5 団体、4 年目が 321 団体、最終となる 5 年目が 231 団体となっている。

2. 2020 年度算定の課題

(1) 会計年度任用職員の処遇改善

給与関係経費では会計年度任用職員の処遇改善分の反映が不明確である。

(2) まち・ひと・しごと創生事業費

まち・ひと・しごと総合戦略がさらに 5 年間延長されたことを踏まえ、交付税の算定枠も存知されるが、政府は新たな目標として人材育成、関係人口の構築や AI やロボティクスなどの自治体における実装をめざしており、これらが交付税算定の成果目標に新たに追加される可能性がある。

しかし、国の設定した成果の次第で交付税を配分することは、その程度がいかなるものであれ、標準的な自治体の標準的行政水準を保障する制度のあり方から不適切である。

IV. 講演 4 : 「地方創生」政策の検証と今後の自治動向

講師：地方自治総合研究所 主任研究員 今井照氏

■講演の要旨

1. 国による第 1 期「検証」

(1) 4 つの基本目標における重要業績指標 (KPI) 131 件のうち、「現時点で目標を達成している」は 12 件、9%。成果が上げているのは、完全失業率、有効求人倍率、時間当たりの賃金など雇用・所得環境。将来の人口減少や少子高齢化は「依然として深刻な状況」であり、また「東京一極集中」に歯止めがかかるような状況となっていない。

(2) マクロ（国全体）としての人口減少はほぼ間違いがない。（ただし、今後、海外との人口流動性を高める政策が打たれば変わる）

ミクロ（地域単位）の人口動向は、経済環境等による人口流動性が高く、マクロとは異なる。

既に 1990 年代前半で 1/3 の都道府県で人口減少に入っている。人口減少⇒地方消滅と言うロジックは間違いで、人口規模と自治体の存立とは直接の関係はない。現に、人口 1 万人でも 1 千人でも成り立っている。成り立たないのは人口規模に応じた政策展開に失敗するケース。

2. 第 2 期「地方創生」政策への対応

(1) 第 2 期「地方創生」総合戦略（閣議決定）

基本的な政策体系は今までと変わらない。ただし、「人口減少に適応した地域をつくる」など、当初の目的である「人口減少の歯止め」から後退している。

(2) 第 2 期の主な取組みの方向性

① 地方への移住・定着の促進

② 関係人口の創出・拡大

③ 企業版ふるさと納税の活用（税額控除割合を 3 割→6 割、損金控除を含めると 9 割）

(3) 地方の総合計画との一体化

第 1 期の「手引き」では「地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定して下さい」「総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能と考えられる」としてきた。

第 2 期「手引き」では、第 1 期手引きに加え「なお、その場合であっても、まち・ひと・しごと創生法第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるように努めなければならないことにご留意下さい」としている。



【具体的な選択肢】

① 総合計画と地方版総合戦略を一体的に策定する。

→ 総合計画が国や、県の総合戦略に左右される（地方版総合戦略がいつまでもあるわけではない）可能性がある。

② 単独で「地方版総合戦略」を策定する

→ 策定コストを考えると、他の補助金と同様に地域と住民の必要性や切実性に応じて、地域再生計画を策定予定の課題に限定して策定すべき。

③ 地方版総合戦略は策定しない。

法的には「義務」ではない。第 2 期で交付金申請する具体的予定がない場合、策定する必要はない。

3. 今後の自治動向

(1) 最近の第 32 次地方制度調査会専門小委員会のテーマ

① 公共私連携（＝地域コミュニティを支える地域運営組織の取組み）

② 地方公務員の社会貢献活動に関する兼業

→ 地域運営組織に自治体職員を兼業として従事させる？（地域運営組織の「第二役場化」）

③広域連携

→「枠を超えた連携」（＝圏域化）の制度設計（合併はもう無理→市町村同士の圏域化）

④行政のデジタル化、マイナンバー制度、地方公共団体の個人情報保護制度

→個人情報保護委員会（2019年11月29日）「個人情報保護法制度改正大綱」（骨子）

「現在条例で定められている地方公共団体が保有する個人情報の取り扱いについて、法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について地方公共団体等と議論を進める」

→自治体の条例を法律で統制する動き？

V. 講演5： 「政府予算と自治体財政について」

講師 地方自治総合研究所 其田茂樹氏

■講演の要旨

1. 2019年度補正予算

2020年度予算の閣議決定の同日に、2019年度補正予算も閣議決定され国会提出された。例年のこととなっているが、補正予算の一部は、次年度予算の事業を一部前倒して実施するものである。政府の「令和2年度予算編成の基本方針」には、この点について『15ヶ月予算』の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱とし策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、令和元年度補正予算を新たに編成すると共に、予備費を含めた令和元年度予算、令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策とする。こうした取組みにより、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の意実につなげていく」との説明がされている。

財政法第29条は「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出できると」している。すなわち、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行なう場合」と、「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」である。

今回の補正予算では、税収の減額補正（地方交付税の原資である所得税、法人税、消費税の減額補正）が行なわれている。追加事業は、2019年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の実行に伴う国費（4兆3,030億円）と国際分担金等の追加財政需要（1,692億円）の4兆4,722億円の規模となっている。具体的には、①災害からの復旧・復興と安全・安心の確保（2兆3,086億円）、②経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援（9,173億円）、③未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上（1兆771億円）からなる。

財政法が補正予算の要件としている「特に緊要となった経費」という観点からみると、①のうちの公共土木施設等の災害復旧等事業（4,859億円）、道路掘削や堤防の嵩上げ・補強等の台風15号及び19号を受けた治水対策（2,437億円）などといった災害への対応等である。

「15ヶ月予算」については、景気対策などの面で有効であるとの評価がある一方で、補正予算本来の役割から逸脱し、通常の予算として盛り込むべきものを比較的注目度の低い補正予算として計上することにより、必要な議論を避けているのではないかという批判もある。

2019年度補正予算のうち、最も違和感が大きいのは、①に盛り込まれている自衛隊の安定的な運用体制の確保(3,783億円)である。これは、本来当初予算で確保されているべきものである。近年の補正予算にはこのような項目が毎年のように盛り込まれている。

2. 2020年度税制改正大綱と税収

(1) ひとり親家庭の子どもに対する税制

所得税の寡婦(夫)控除の適用を未婚のひとり親にも拡大しつつ寡婦と寡夫での差を無くする。一方で事実婚は対象外とされた。この措置は、2021年度分以後の個人住民税にも適用されることになる

(2) 所有者不明土地に係る固定資産税の課題対応

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとすること、調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとすることが盛り込まれた。

(3) 電気供給業に係る法人事業税

2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直すこととした。

これまでは、資本金の規模に関わらず、収入割1.3%であったものを、改正後は資本金1億円超の法人については収入割10.5%、付加価値割0.37%、資本割0.15%と、資本金1億円以下の法人については、収入割1.05%、所得割1.85%と改正するものである。

VI. 研修の所感

(1) 講演Ⅰ

「アベノミクスによるしく」では、講師の効果検証がわかりやすかった。

アベノミクスは、結局は日銀による市場への大量の資金供給による円安と株価下支えの効果にとどまっており、このことによる自動車産業を中心とした輸出産業、大企業、株主等の富裕層が恩恵を被り、日本全体の景気や雇用環境の改善につながっていないことを、統計資料等で確認でき、理解できた。また、日銀の金融緩和政策の「出口」次第で国債、円、株価の暴落をもたらしかねず、一方で緩和政策の継続も同様の状況につながりかねない危険性が大きいと感じた。

GDPの6割をしめる家計消費出を増やす経済対策への転換が求められていると思われる。

(2) 講演Ⅱ

「2020年度地方財政対策の概要」は、総務省財政企画官による講演で、内容も大変わかりやすい

ものであった。特に興味深かったのは、新たな制度創設の「地域社会再生事業費」、「緊急浚渫推進事業費」と森林環境譲与税の増額、会計年度任用職員制度の対応などの措置についてであった。

「**地域社会再生事業費**」は、一般行政経費の単独事業の別枠として新たに設けられたもので、4,200億円が計上された。これは、地方法人課税の偏在是正による財源を活用したもので、国の追加財源を伴わず、新たな経費を計上したものとなっている。

この経費は、3つの財源保障を行なう意味を持つ。第一に、条件不利地域の地方交付税配分に配慮していることである。交付税算定（基準財政需要額）に「地域社会再生事業費」の項目を新設し、人口減少率や年少人口比率、人口密度などの指標を用いて、全国平均に比べ劣位である自治体に交付税を手厚くする算定する内容となっている。第二に、道府県への交付税配分に配慮した点である。一般行政経費の別枠算定である「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）では、交付税算定の重点を市町村に置き、道府県は交付税配分が手薄であったが、今回は道府県分・市町村分を同額（各2,100億円）としている。第三は、市町村を支援する都道府県技術職員の新制度の経費を盛り込んだことである。近年、多発する自然災害への自治体対応では、小規模自治体を中心に土木技師や建築技師等の人員、人材不足が深刻になっている。このため、都道府県に市町村支援業務を担う技術職員を増員し、大規模災害時には被災地への中長期派遣要員として支援を行うもので、都道府県の増員分は普通交付税の基準財政需要額に反映するものである。

「**緊急浚渫推進事業費**」は、台風19号による河川氾濫等の大規模浸水被害の発生を踏まえ、河川等の堆積土砂の撤去などの費用として、新たな臨時的経費として900億円が新設された。浚渫事業は、自治体にとって一般財源でまかなわれる地方単独事業であり、大きな財政負担を伴う事業であることから、その必要性がありながらも進んでいない実態にある。今回、地方財政法の改正により、2020～2024年度にわたり、地方債を充当可能とする財政措置（事業費の充当率100%、元利償還金70%交付税措置）が講じられ、具体的には国交省等が策定する事業箇所の優先基準に基づき、自治体が個別計画で箇所付けするとされている。自治体にとっては、一定の財政措置が講じられたことは前進であり早急な浚渫事業の実施が可能となる。しかし、現段階では期間限定の措置であり、短期間でどの程度の事業実施が具体化されるかは不透明である。長期的な視野に立った上で、補助事業としての制度（地方負担を起債充当）構築も必要ではないかと思われる。防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策と併せて、今後の制度構築の検討を期待したい。

「**森林環境譲与税の増額**」は、当初の譲与税配分額を前倒して倍増の400億円としたが、有効な事業展開につなげることができるかが課題と思われる。また、譲与税は本来、使途自由の一般財源であることを考えれば、職員の人件費等などの使途についての見直しが図られるべきと考える。

「**会計年度任用職員制度**」の対応では、期末手当等として一般行政経費（単独事業）に1,690億円が計上された。講師の説明によれば、地方団体の動きが見えないと財政措置ができないことから、会計年度任用職員に係る必要経費所要額の調査を行ったが、市区町村の多くで関係条例制定時期が10月以降にずれ込み、こうした対応の遅れから国の財政措置が包括的になったとしている。

会計年度職員の期末手当は2.6月（年）だが、初年度の2020年度は在職期間率換算の関係で約1.7月水準で、満額支給は2021年度以降となる。働き方改革の同一労働・同一賃金の視点から見れば、会計年度任用職員の給与等水準の実態は不十分であり、国の一層の財源措置の後押しが必要である。2021年度も総務省は実態調査を行うとしているが、今後の交付税措置額の行方を注視する必

要がある。

(3) 講演Ⅲ

「2019年度普通交付税算定結果の検証」では、合併算定替えの特例措置が2020年度で終了すること、交付税制度の趣旨から不適切である交付税算定への成果指標の盛り込みなどに着目した。総務省には交付税算定の見える化と算定内容に関する丁寧な説明が求められるのではないかと。

(4) 講演Ⅳ

第32次地方制度調査会（以下、「地制調」）の動向が気になったテーマであった。

地制調の発足は、総務省に設置された自治体戦略2040構想研究会（以下、「2040研究会」）の第二次報告（2018年7月3日）の2日後である。2040研究会とは、日本の高齢者人口がピークに達する2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機を明らかにし、危機を乗り越えるために「新たな施策の開発」とその施策の機能を最大限に発揮できるようにするための自治体行政の書き換えを構想することを目的に設置されたものである。2040研究会報告は、①スマート自治体への転換、②公共私による暮らしの維持、③圏域マネジメントと二層制の柔軟化、④東京圏のプラットフォームを示している。

スマート自治体への転換では、自治体が半分の職員数でも機能発揮できるようにするために、AIやロボティクス、ブロックチェーンなどの活用により、職員は企画立案業務や住民への直接的サービス提供など職員でなければならない業務に特化することなどを上げている。

「公共私による暮らしの維持」では、自治体は新しい公共私相互間の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」（仕組みを構築する役割）へ転換することが求められ、負担を分かち合い、暮らしを支えるための体制を構築して共助の場を創出するために地域を基盤とした新たな法人を設ける必要があるとしている。

圏域マネジメントと二層制の柔軟化では、個々の市町村が行政のフルセット主義と他の市町村との競争から脱却し、圏域単位での行政スタンダード化、都道府県・市町村の二層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じ都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築を進めていくことが求められるなどとしている。

つまり、自治体行政の「標準化・共通化」による効率化、アウトソーシングとともにAI活用等で「半分の職員数」化、地域自治組織の法人格化、合併に変わる市町村の圏域化などを進める内容となっている。

地制調は、この2040研究会報告の具体化に向けて調査、活動を進めるものである。

自治体行政の「標準化・共通化」はある意味、地方自治の否定であり、地域住民の多様な実態を踏まえたサービスを無視するにつながりかねない。圏域化も同様の問題点を持つ。

将来の危機を煽り、新しい自治体行政のあり方の検討を求めることより、これまでの市町村合併や地方創生政策の検証をしっかりと行うことが重要ではないかと。

地制調の今後の議論の行方を警戒し、注視したい。

(5) 講演Ⅴ

国の15ヶ月予算や補正予算について、本来の役割から逸脱しているのではないかと指摘は、同感できるものがあつた。

項目 調査旅費 個別支払 4の1枚目
 【行政視察】 (株) NERC (自然エネルギー研究センター) の取り組みについて 他

領収書等貼付欄



領収書
 RECEIPT

下記の金額正に領収致しました。

RECEIVED FROM タケハナ クニヒコ 様

THE SUM OF ¥50,740 (税込) (TAX INCLD.)

但し運賃・料金として
 IN PAYMENT OF AIR FARE-FREIGHT

航空券番号
 TICKET NUMBER XXXXXXXXXX

関連航空券番号
 OTHERS *****

発券日
 DATE OF ISSUE 2019年09月21日

備考
 REMARKS クレジット(TS) ¥50,740

印紙税申告納
 付につき品川
 税務署承認済

発行：日本航空株式会社 HNAPT 2019年10月15日



ご搭乗券
 BOARDING PASS

TAKEHANA KUNIHICO様 032

行先 DESTINATION 便名 FLIGHT
 札幌 / 千歳 JAL2832 普通席
 SAPPORO / NEW CHITOSE

搭乗口 GATE 2	出発時刻 DEP. TIME 14:55	搭乗日 DATE 2019 10/15	座席 SEAT 11C
------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------

運航 Operation J-AIR

保安検査場 / 搭乗口でバーコードをかざしてください。
 SCAN THE BARCODE AT SECURITY CHECK AND GATE.

▽
XXXXXXXXXX 保安検査場は15分前までに通過してください。

ETKT YLARTZO



ご搭乗券
 BOARDING PASS

TAKEHANA KUNIHICO様 015

行先 DESTINATION 便名 FLIGHT
 いわて花巻 JAL2839 普通席
 HANAMAKI

搭乗口 GATE 15	出発時刻 DEP. TIME 16:00	搭乗日 DATE 2019 10/17	座席 SEAT 11K
-------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------

運航 Operation J-AIR

保安検査場 / 搭乗口でバーコードをかざしてください。
 SCAN THE BARCODE AT SECURITY CHECK AND GATE.

▽
XXXXXXXXXX 保安検査場は15分前までに通過してください。

ETKT YLARTZO

項目	調査旅費	個別支払 4の2枚目
【行政視察】 (株)NERC (自然エネルギー研究センター) の取り組みについて 他		
領収書等貼付欄		



領収書
RECEIPT

〒060-0806
北海道札幌市北区北六条西1-4-3
TEL 011-728-1045 FAX 011-728-1046
東横INN札幌駅北口

お名前 TAKEHANA KUNUHIKO 様				
客室番号 (ROOM No.)	人数 (PERSONS)	ご到着 (ARRIVAL)	ご出発 (DEPARTURE)	備考 (REMARKS)
0712	1	19. 10. 15	19. 10. 16	
日付 (DATE)	摘要 (EXPLANATION)	料金 (CHARGE)	お支払 (PAYMENT)	残高 (BALANCE)
10. 15	預り現金 宿泊料	6, 600	6, 600	0
小計 (SUBTOTAL)		6, 600	6, 600	
ご署名 SIGNATURE	収入印紙	ご請求額 AMOUNT DUE		
会社名 FIRM		0		
		現金		

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you for your stay with us.
May we have the pleasure of serving you again.

公式HP予約が最安値!! 最大¥400 OFF!!
オンラインカード決済で すいすいチェックイ



内消費税
INNER TAX 600 (税 10%)
C/O-No. 20519-1-01 19/10/16
C/O-CD 24

項目 調査旅費 個別支払 4の3枚目
 【行政視察】 (株) NERC (自然エネルギー研究センター) の取り組みについて 他

領収書等貼付欄



岩手県遠野市綾織町新里8-2-1
 TEL 0198-62-0888

営業時間 8:00から19:00

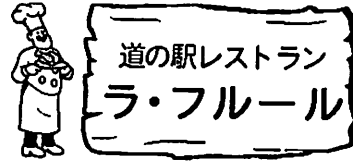
2019年10月15日(火)13:03 #000007
 009007レジ7 7221

0404 味噌ラーメン	¥910

小計	¥910
(外税10%対象額	¥910)
(内税額 10%	¥82)
買上点数	1点

合計	¥910
お預り	¥10,010*
(内消費税等	¥82)
お釣り	¥9,100

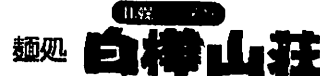
外8、内8マ-クは軽減税率対象です



北海道芦別市北4条東1-1-1
 電話:0124-23-1437
 FAX:0124-23-1675

2019年10月16日 13:04
 063794

お食事	1.250
内税対象計	¥1,250
内税 10.0%	(¥114)
合計	¥1,250
お預り	¥2,000
お釣	¥750



TEL0123-46-7676

ご利用ありがとうございます。
 またのご来店をお待ちしております

2019年10月17日(木) 13:49 No:0525

0000000000004
 0001味噌大盛 内 ¥980

小計	¥980
内税10%売上 10.00%	¥980
内税10%税額 10.00%	¥89
合計	¥980
(内消費税等	¥89)

お預り	¥1,000
(消費税等	¥89)
お釣り	¥20



A2019101705251906A

※は軽減税率対象品目

責No:00000001
 取引No1906 1点買

項目	調査旅費	個別支払	4の4枚目
【行政視察】 (株) NERC (自然エネルギー研究センター) の取り組みについて 他			
領収書等貼付欄			

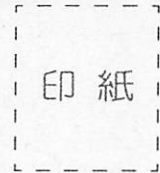
No. 095141 領 収 書 発行日 2019/10/17
(RECEIPT) ISSUED

お名前 TAKEHANA KUNIHICO 様
NAME

GRAND HOTEL NEWOJI
株式会社ホテルニューエジ
〒053-0022 苫小牧市表町三丁目1番1号
TEL.0144-31-3115
E-mail:front313115@oji-gr.com
http://www.newoji.co.jp/

領収金額 ¥1,980
BALANCE DUE

上記金額には消費税が含まれております
INCLUDING TAX



請求明細書
(STATEMENT)

お名前 TAKEHANA KUNIHICO 様
NAME

GRAND HOTEL NEWOJI
株式会社ホテルニューエジ
〒053-0022 苫小牧市表町三丁目1番1号
TEL.0144-31-3115 FAX.0144-31-3190
E-mail:front313115@oji-gr.com
http://www.newoji.co.jp/

部屋番号 ROOM No.	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	宿泊人数 PERSON
512	10/16	10/17	10/17	1

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	単価 PRICE	数量 Q. TY	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE	消・奉 TAX SV	備考 REMARKS
10/17	グランビュー宿掛	1,980	1	1,980			
	非課税	¥1,980					

会社名 FIRM
住所 ADDRESS
ご署名 SIGNATURE

ご利用金額 TOTAL AMOUNT	ご入金額 TOTAL BALANCE	ご請求金額 BALANCE DUE
1,980	0	¥1,980
上記金額には消費税が含まれております INCLUDING TAX		

No. 095141

※印がついている商品は軽減税率対象となります。

按分による支出額一覧

項目							
【行政視察】(株)NERC (自然エネルギー研究センター) の取り組みについて 他							
参加者：田中尚※ 落合久三 竹花邦彦 藤原光昭 坂本悦夫 畠山茂 計6名							
参加者別 按分額							単位:円
項目	支出額	田中	落合	竹花	藤原	坂本	畠山
①-1	85,440	14,240	14,240	14,240	14,240	14,240	14,240
①-2	5,580	930	930	930	930	930	930
①-3	2,010	335	335	335	335	335	335
①-4	7,215	1,205	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202
②	2,870	480	478	478	478	478	478
③	3,840	640	640	640	640	640	640
④	3,087	517	514	514	514	514	514
⑤	31,092	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182
⑥	18,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
⑦	18,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

注) ※印の参加者が会計責任者。

領収書など証拠書類の原本は、会計責任者の収支報告書に添付。

2020年3月30日

宮古市議会議長 古 館 章 秀 様

宮古市議会議員 竹 花 邦 彦

政務活動費による行政視察報告書

政務活動費により行政視察を行ないましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 視察月日 2019年10月16日(水)9時～17日(木)12時
- 2 視 察 先
 - (1) 10月16日 北海道札幌市 (株)NERC(ネルク)
芦別市 芦別市役所・芦別市バイオマス開発協同組合
 - (2) 10月17日 苫小牧市 ウッドファイバー(株)苫小牧工場
- 3 視察事項
◎再生可能エネルギーによる地域内経済循環施策について
- 4 視察報告
別紙のとおり



政務調査・研修報告（１）

宮古市議会議員 竹花邦彦

◆視察研修日程

令和２年 10月 15日（火）～17日（木）

視察・研修日程	視 察 行 程	宿泊先
10月 15日（火）	○宮古出発（自家用車）－花巻空港 ○花巻空港（14：55 発）－新千歳空港（15：50 着） ○札幌市（電車で移動）	札幌市
10月 16日（水）	○（株）NERC（ネルク）社訪問 ○芦別市役所訪問（札幌から借上マイクロバスで移動） ○芦別市バイオマス開発協同組合貯木場視察 ○苫小牧市に移動（マイクロバス）	苫小牧市
10月 17日（木）	○ウッドファイバー（株）苫小牧工場視察 ○新千歳空港（16：00 発）－花巻空港（16：55 着） ○花巻空港～宮古	

◆研修テーマ

再生可能エネルギーによる地域内経済循環施策について

◆視察（研修）先

- ◎北海道札幌市（株）NERC（ネルク）
- ◎北海道芦別市役所、バイオマス開発協同組合
- ◎北海道苫小牧市・ウッドファイバー（株）苫小牧工場

◆視察者（6人）

田中尚、落合久三、藤原光昭、坂本悦夫、畠山茂、竹花邦彦

■視察研修報告

I.（株）NERC社訪問（研修）

（株）NERC社（代表取締役・大友詔雄氏）の概要は「別紙」のとおり。

- 「自然エネルギーが生み出す地域の雇用」や「3A農業」等について説明を受ける。
- ① 自然エネルギーの中では太陽光・風力の設備製造、建築の雇用数は大きくなるが、地元業者が関与する部分はほとんどない。バイオマスエネルギーの雇用は、維持管理の雇用が圧倒的に大きく、この大部分は地元業者が担えるもので、地域の継続的雇用創出に役立つ。

ドイツの自然エネルギー産業の直接的及び間接的雇用者数は、自然エネルギー技術の開発・製造及び電力、熱、動力用燃料の供給分野で、約38万2千人の雇用を創出している（2011年末現在）。内訳は、太陽エネルギー関係12万5千人、バイオマス関係12万4千人、風力エネルギー関係10万人となっている。

- ② 日本には地域資源としてのバイオマスはドイツ以上に豊富であり、どの地域でもバイオマス資源をエネルギーとして使用することで、地域が豊かになる可能性がある。しかし、多くの地方では、エネルギー化するための条件が（人・もの・金）が失われている。この点がドイツと日本の違いである。日本の困難性を克服する道筋をつけるのが自治体の役割である。

自治体がエネルギー供給事業を行うことによる地域づくりは、ドイツのエネルギー公社（シュタットベルケ）の事例があるが、日本でも自治体所有の太陽光発電や風力発電によって、住民還元がもたらされている多くの事例がある。公的経営の隘路は事業採算性にあると言われるが、地域で消費されるエネルギーを、豊富にある地域資源に置き換えれば、エネルギー代が地域に留まり、地域内を循環し、地域内経済効果を生み出し、雇用も創出される。このためには、エネルギー化するための条件（人・もの・金）づくりからはじめなければならない、自治体はその先頭に立たなければならないものである。

多くの地域で自治体が核となって、エネルギー化するための条件をつくり出そうとする挑戦が始まっている。その代表的事例が北海道の芦別市や足寄町である。

- ③ 足寄町は、「農畜林連携構想」をまとめ、林地残材、畜産農家の糞尿、農産物残滓、生ゴミ、下水汚泥など、町域から排出される全てのバイオマス、高含水率バイオマスは嫌気発酵によるバイオガス化、低含水率バイオマスは熱分解ガス化させ、ガスとして利用するという構想をつくった。

しかし、ガス化は難しいとしてまずは木質ペレット生産からはじめることにし、木質ペレット生産工場を地域につくることによって、林産業はもとより、農業、製造業、流通業、建設業、サービス業、観光、教育などの地域内の全産業分野に雇用創出効果が生まれる可能性を明らかにした。通年で139人（ペレット関係で15人）の雇用創出を生むという大きな成果を上げている。

- ④ NERCは、「3A農業（いつでも・どこでも・だれにでも出来る農業）」に取り組んでいる。北海道小清水町と長野県木曾町で成果があがっている。

地域外から持ち込まれている「食料とエネルギー」を、地域資源を活用して確保できれば、地域に資金が留まり、雇用も生まれる。エネルギーは地域資源としての自然エネルギーが使える。食料も自然エネルギーを使うことにより、農薬も化学肥料もいらぬ「安心・安全な農業」が実現でき、「冬の農業」にも対応できる。

新しい食料生産の仕組みは「熱源技術」「深層地中加温技術」「土壌の物理的消毒技術」「スポット加温技術（遠赤外線照射技術）」「溶液栽培管理技術」「消化液利用技術」「ICT（IOT）技術」の7つの技術要素からできあがっている（7つの要素が全て一度に実現しなければならないものではない）。既に開発されている技術・道具を組み合わせ、ICTでシステム管理すれば、農薬も化学肥料も使わないオーガニック農業（有機農業）が実現できる。収穫量が増え安定化し増収に貢献する。

Ⅱ. 芦別市の木質バイオマスの取り組みについて

1. 視察先と対応者

- (1) 芦別市役所訪問（市の担当課から取り組みの説明を受ける）

市の視察対応者 経済建設部農林課長 水野元春氏

〃 農林課主幹 佐々木保行氏

- (2) 芦別木質バイオマス開発協同組合「貯木場」視察
組合の対応者 協同組合理事長 吉井 忠 氏
協同組合副会長 小室一征 氏
- (3) 木質チップボイラー視察 (スターライトホテル)

2. 芦別市の取組みの経過及び木質バイオマス事業導入の効果等について
別紙「木質バイオマスの取組について」(芦別市視察資料) のとおり

3. 視察の所感

- ① 芦別市は平成 21 年度に新エネルギーの具体的な利用可能性を模索する「地域新エネルギービジョン」を策定し、平成 22 年度に総務省の「緑の分権改革」推進事業の採択を受け、木質バイオマスの有効利用に関する実証調査を行なっている。この実証調査において、(株) NERC (自然エネルギー研究センター) は重要な役割を果たしている。

市民をはじめ学識経験者、林業関係者、関係行政機関等によるクリーンエネルギー有効利用検討会が組織されたが、この検討会に地元金融機関、国有林・道有林を管理する行政機関が参加したことが事業の後押しにつながっている。実証調査では、チップ原料となる市域内の林地残材の利用可能量は年間 3,293 トンとされ、このうち 88%が国有林、道有林であるため国(北海道森林管理局)、北海道との連携が必要不可欠であったからである。

また、重油ボイラーを通年稼働し、大量の石油燃料を使用している温泉宿泊施設「健民センター施設群」(冷泉加温の芦別温泉を中心とするホテルなど)の存在は、木質バイオマス燃料の供給先として最適な施設であり、この公的施設の存在も事業導入の大きなポイントと思われる。

チップボイラーの稼働に欠かせないチップの製造・供給を担う事業体について、民間事業者 6 社が芦別木質バイオマス開発共同組合を立ち上げた点も、評価できる。

- ② 健民センター施設群では、重油ボイラーにより冷泉の加温、ホテル等への暖房及び給湯を行なっており、平成 23 年度の A 重油消費量は 75 万 8 千トンで、A 重油単価(10 当り)を 85 円とすれば約 6,400 万円以上の金額となり、そのほとんどが地域外に流出していたことになる。

これを木質バイオマス事業導入で石油燃料からチップへ転換することにより、地域課題である林内環境の整備、雇用の創出、二酸化炭素の削減及び燃料コストの削減などが図られる。最大のメリットは、石油燃料代として地域外に流出していた資金を、地域内に循環させることができる点である。つまり、地域外に流出していた資金が、林地残材の調達、燃料製造、燃料取扱い等の各局面で地域内流通・循環し、林地残材の搬出・運搬作業、燃料生産工場のメンテナンス等の新たな仕事を生み、雇用に創出することになる。他の市有施設でも活用、拡大できればその効果はさらに大きくなる。

- ③ 芦別市における木質バイオマス事業の導入効果は、一つは林地残材等の収集が 2 倍以上になっていることである。木質チップボイラーの操業開始前の平成 25 年度における林地残材収集量は 1,019 トンであったが、操業開始後の平成 26 年度実績は 2,467 トンと 2 倍以上の収集量となっている。平成 28 年度は 4,558 トンまで伸びたが平成 30 年度は 2,317 トンである。

また、木質チップ使用による燃料コスト面での効果は、平成 26 年度実績で約 860 万円の燃料削

減効果（A重油換算約6,260万円・木質チップ約5,400万円）となっている。しかし、平成27年度はA重油の単価ダウン（78円/ℓ→50円/ℓ）により、導入効果額は1,600万円のマイナスとなっている。これについて、(株)NERCの大友代表は「燃料代が高くても地域にお金が残ることによって変わらない」と地域内経済循環の効果を強調している。

雇用の創出では、参加企業において常時2名の雇用が生まれているとのことであった。

チップボイラーによる熱源供給は、スターライトホテル（視察当時は改築中で休業中）1ヶ所のみとなっている。市では、健民センター施設群に続き市民病院、老健センター、市役所に導入する計画であったが、チップボイラーのコスト面や市の財政状況から進んでいないとした。

④ 芦別木質バイオマス開発協同組合の吉井忠理事長は、バイオマス発電に林地残材が流れ、木材の取り合いになっている現状と搬出コスト増などを課題として上げた。また、協同組合の運営については、①行政と連携がうまく図られていること、②基礎材業者3社が責任を持って集荷していること、③山づくり、人づくりが今後の課題であり、国有林が多いことから林業大学校誘致運動を進めていると話した。

⑤ 自然再生エネルギーの活用は、豊富な資源を持つ地域、自治体にとってまちづくりや経済の活性化の方策として有力な選択肢である。過疎化が進み企業誘致等が簡単に進まない地域ではなおさらである。

視察を通じて感じたことは、自然再生エネルギーの活用について自治体の果たす役割が非常に大きいことである。

芦別市では、実証調査段階で地元金融機関や森林管理局（国有林）、道有林（北海道）、林業事業者等が参加しての「有効利用検討会」や、地元事業者による「木質バイオマス開発共同組合」設立がチップボイラー導入と事業化に途を拓く大きな力になっている。自治体が明確な方向性を示し、地域住民や企業、関係者等を巻き込んで有効活用（事業化）に向けて前に進める仕組みをしっかりとつくっていくことが重要と認識させられた。

また、燃料コスト効果の面では、石油燃料の価格動向に左右されること等から、必ずしもプラスにならない面はあるが、「地域外に流出していた資金を地域内に循環させる」効果は大きく、その優位性はゆるがないと考えるべきである。

⑥ 一方で、課題も見受けられた。一つは、再生可能エネルギーの導入効果を高めていくための次の具体化である。芦別市ではスターライトホテルへの供給にとどまり、当初導入計画のあった市民病院等の施設への導入は具体化されていない。一層の地域経済への効果を得るためには公有・公的関連施設及び民間施設等への利用拡大を図る必要がある。導入への施設整備等の財政的課題は当然あるが、導入にとどまらない、一層の利用拡大に向けた明確な方向性と展望を持ち、具体化していくことが必要と思われる。

課題の二つ目は、木質バイオマス燃料材の確保である。林地残材等の既存木質資源の収集とあわせて、長期展望にたった森林資源の確保、植林の実施など資源を循環させていく取組み、施策が重要である。その循環ができていけば、再生エネルギーの一環としての木質バイオマス事業が、森林整備と林業振興につながり、地域経済全体に貢献していくことになる。

官古市における再生エネルギーによる地域内経済循環への取組みを注視するとともに、具体化を期待したい。

Ⅲ. ウッドファイバー（木質繊維断熱材）工場視察について

苫小牧市／ウッドファイバー（株）苫小牧工場

◆視察対応者

◎ウッドファイバー（株）

代表取締役社長 水野領介 氏

常務取締役 福田健作 氏

工場長 堀 正臣 氏

◎ナイス（株）

社長付理事 前田 力 氏

1. 工場視察の目的

地域の未利用森林資源を原料に木質繊維断熱材を製造し、地域の活性化や森林再生に寄与しているウッドファイバー社の工場を視察し、森林資源の「地産地消」による地域活性化、森林再生の取り組みと宮古市における可能性について探る。

2. ウッドファイバー（株）の木質繊維断熱材工場について

（株）木の繊維が、日本初の木質繊維断熱材製造工場として2009年10月に苫小牧市で操業開始。2018年4月から住宅建材メーカーのナイス・グループが事業継承し、社名を「ウッドファイバー」に変更。苫小牧工場は、敷地面積25,050㎡、工場（建物）面積5,700㎡。

木質繊維断熱材製品のウッドファイバーは、北海道産針葉樹のカラマツ、トドマツなどのチップを主に原料として製造されている。

会社説明によれば、ウッドファイバーの特長は、一般的断熱材に比べ、①蓄熱性能、②調湿性能、③吸音性能、④防火性能、⑤防虫・防カビ性能などに優れているとのことである。また、近年は青森、栃木、石川県などにおいて、地域材（スギ、ヒノキ等）を使用したウッドファイバーの生産と提供を行なっている。

3. 視察の所感

ウッドファイバーは、天然素材の「木」の繊維を原料にしていることから、性能に優れているだけでなく、シックハウス・アレルギー対策にも貢献する断熱材である。需要拡大が進めば森林資源の一層の地産地消につながることを期待できる。ただ、他の断熱材より高コストであり、全国的な需要拡大が課題と思われた。

視察で参考になった点は、未利用森林資源の活用と言う点であった。一つは、1本の原木で利用されない余った端材についても、ウッドファイバー社の工場では使用していることである。また、戦後に植林された国産材が米末などの外材の流入によって利用されず、樹齢70年の大径木が山に放置されている実態について、合板メーカーが50年超の40cm以上の原木を工場に取り扱わないことも要因の一つでもあると指摘し、森林を守るためには、未利用の大径木を利用しながら人工林を更新していくことが重要と話し、未利用の森林資源の活用を積極的に進めている姿勢に共感を覚えた。

本市は、豊富な森林資源を有し、製材産業は基幹産業の一つとなっている。森林資源の地産地消を高め、林業・木材産業の振興につなげていく必要性、重要性を学んだ工場視察であった。

宮古市市議団御一行の北海道視察

2019年10月15日～16日

(株) NERC (自然エネルギー研究センター) における研修資料一覧

1. 詳細行程表
2. (株) NERC の案内
3. 地方創生バイオマスサミット講演資料「自然エネルギーが生み出す地域の雇用」
4. (株) NERC の新規事業の案内
 - ・パンフレット “いつでも” “どこでも” “だれでも” できる農業 「3A 農業」で地域を変える！
 - ・北海道小清水町と長野県木曾町での成果
 - ・NERC の “3A 農業” 関連知的所有権・特許等
5. 木質バイオマスボイラー
6. 2020 年度補助制度資料
7. 論考
 - ・「建築とまちづくり」 2019 年 2 月号特集「エネルギー転換と地域の挑戦」「日本のエネルギー政策の立ち遅れと自然エネルギーの可能性」
 - ・中小企業家同友会基調講演「エネルギーシフトが新しい経済社会をつくる」

項目	資料購入費	2の1枚目
(1) 追録代 (早わかり公会計の手引き) (2) 追録代 (地方財政関係質疑応答集)		

領収書等貼付欄

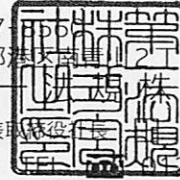
2019年10月31日までにお支払いをお願いします。請求書

：竹花 邦彦 様

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。

2019年 9月 3日

〒107-8555 東京都港区東新井2丁目11番17号
 第一法規株式会社
 代表取締役 中英 弘
 TEL 03-203-695



ご請求額	¥5,514	お客様番号	078-046430-0000	請求書番号	1181758	取引銀行	
商 品 名	明細(追録号数)	部 数	金 額				
早わかり 公会計の手引き	37- 39	1	千	円			
			5	514			

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。

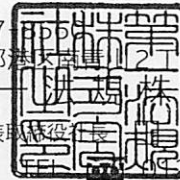
2019年12月31日までにお支払いをお願いします。請求書

：竹花 邦彦 様

ご購入ありがとうございます。下記のとおりご請求いたします。

2019年 11月 13日

〒107-8555 東京都港区東新井2丁目11番17号
 第一法規株式会社
 代表取締役 中英 弘
 TEL 03-203-695



ご請求額	¥15,372	お客様番号	078-046430-0000	請求書番号	1276106	取引銀行	
商 品 名	明細(追録号数)	部 数	金 額				
地方財政関係質疑応答集	365- 371	1	千	円			
			15	372			

(10%対象) ¥15,372

この金額には消費税及び地方消費税が含まれております。郵便局・金融機関・コンビニエンスストア(裏面参照)のどちらからでもお支払いいただけます。

通常払込料金 振替払込請求書 加入者負担 兼受領証

口座記号番号 加入者名

第一法規株式会社

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
				5	5	1	4	

振込先 銀行 支店

切取らないでお出しください。

ご依頼人住所氏名

竹花 邦彦 様
 (078-046430-0000)

料 金 01-09-30 宮古郵便局

備 考 (83007) N94540002

この受領証は、大切に保管してください。振込先金融機関用 (CVS店舗控)

通常払込料金 振替払込請求書 加入者負担 兼受領証

口座記号番号 加入者名

第一法規株式会社

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
				1	5	3	7	2

振込先 銀行 支店

切取らないでお出しください。

ご依頼人住所氏名

竹花 邦彦 様
 (078-046430-0000)

料 金 01-12-17 宮古郵便局

備 考 (83007) N94130001

この受領証は、大切に保管してください。振込先金融機関用 (CVS店舗控)

